

令和6年度第1回坂戸市総合教育会議議事録

会議の名称		令和6年度第1回坂戸市総合教育会議
開催日時		令和6年6月20日（木） 開会：午後3時30分 閉会：午後5時 5分
開催場所		坂戸市役所 201会議室
出席者	構成員	○坂戸市長 石川 清 ○教育委員会 教育長 太田 正久 教育長職務代理者 小川 一信 教育委員 蓼沼 康子 教育委員 松井 正樹 教育委員 毛利 陽子
	事務局等	○会議の事務局（教育委員会） 教育部長 三田 耕治 教育部長 岡安 明久 次長兼スポーツ推進課長 仲島 昭靖 学校教育課長 市川 宗典 学校教育課副課長 佐藤 篤夫 教育センター所長 武藤 篤美 教育センター所長補佐 浅見 和穂 教育総務課長 岡本 行弘 教育総務課副課長 片野 恵理 教育総務課庶務係主任 高野 夏輝 ○市長部局 総合政策部長 石坂 知巳 次長兼企画調整幹兼政策企画課長 本多 崇 障害者福祉課長 井田 二男 障害者福祉課副課長 竹之下 千恵 こども家庭センター統括支援員 前川 由里
会議次第		1 開会 2 挨拶 3 協議事項 (1) 「障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援」について (2) その他 4 その他 5 閉会
傍聴者		3名

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から、令和6年度第1回坂戸市総合教育会議を開会させていただきます。はじめに、石川市長より御挨拶をお願いいたします。
市長	今回は、令和6年度になりましてから第1回目の総合教育会議となります。 本市教育行政の様々な課題について今後も、教育委員会と連携して、教育行政を推進していくため、有効的な会議にしていきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いします。 本日の会議では、「障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援」について、ご協議いただきたいと思いますと考えております。 教育行政における重要課題でありますので、慎重審議賜りますよう、よろしくお願いします。
事務局	続きまして、太田教育長より御挨拶をお願いいたします。
教育長	本日は、石川市長におかれましては、総合教育会議を開催していただき、誠にありがとうございます。 本日の会議では市長の議会等での障害者、高齢者等にも力を入れていくという話を受けまして、障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援について、教育委員会だけでなく障害者福祉課の取組等も伺いながら、市長から直接ご意見を賜り、教育委員会の今後の取組に活かしていきたいと考えております。様々な教育課題に対応していくためには、教育委員会、市長部局、関係各課が連携していくことが重要でありますので、この総合教育会議を活かして更なる連携を考えておりますので、本日は、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、議事に入りたいと存じます。議事進行につきましては、坂戸市総合教育会議設置要領の規定により、石川市長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします。
市長	それでは、協議事項に入ります。はじめに、次第3協議事項（1）「障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援」について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	「障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援」について説明いたします。最初に、本日の目的ですが、障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援について、その現状や課題について情報共有を図る

ことで、支援の充実に結びつけていければと考えています。

次に、「障害とは」について確認をしておく、身体や精神のどこかがうまく機能しないことから、生活上不便なことや困ることが続いている状態のことです。

次に、特別支援教育という言葉は、それまでの特殊教育に代わるもので、重要なポイントは3つあります。①自立や社会参加に向けた主体的な取組の支援であること、②一人一人のニーズを把握して支援すること、③生活や学習上の困難の改善・克服するための適切な指導や必要な支援であることとなっています。

次に、国や県の現状ですが、令和3年度の特別支援学校・特別支援学級の在籍児童生徒数、および通級指導教室利用者数の平成24年度、10年前との比較で、特別支援学級に在籍する児童生徒数が約2.1倍の約35万3千人、通級指導教室を利用する児童生徒が約2.3倍の約16万5千人となり、大幅に増加しました。また、国の調査によると令和4年度は、通常学級に何らかの配慮を要する児童生徒が約8.8%いるという結果も出ており、こちらも前回の6.4%から増えました。なお、同じ調査で埼玉県の平成25年度の数字は10.7%で、当時、クラスに1割はいるということで大きな話題となりました。

これをもとに、次は、障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援について触れていきます。

最初に、坂戸市における特別支援学級の概要についてですが、児童生徒の就学先・在学先として、県立特別支援学校、特別支援学級、通常学級があります。

次に、坂戸市における特別支援学級在籍児童数について、平成27年度からの10年間の推移で見ると、令和6年度は約3倍の326人となり、大幅に増加しています。特徴として、本市では令和2年度に自閉・情緒障害学級の在籍児童生徒数が、知的障害学級の在籍児童生徒数を上回りました。

特別支援学級在籍児童生徒数が増加している理由として、特別支援教育に対する理解がより一層進んできていること、学校をはじめ、教育センターの就学等相談機能が充実してきていること、健康センターや医療機関との連携体制が安定してできていることなどが要因として考えられます。

また、この傾向は新入学児童数においても同様の傾向で、新入学全児童数における、特別支援学校・特別支援学級に入学する新入児が、令和6年度は初めて5%を超えました。新入児の増加傾向については、先ほどの3つの理由以外に、坂戸市は幼稚園・保育園と市教委との連携体制が機能していること、坂戸市は幼稚園や保育園における巡

回相談が機能していること、保護者同士のつながりから、早くから教育センターで就学相談ができるという情報共有が図られてきたことなども要因と考えられます。

これに連動して教育センターでの未就学児の相談件数も増えており、今後も相談件数の多い状況が継続すると予想しております。こちらにつきましては、今年度、臨床心理士とスクールソーシャルワーカーの勤務日数を増やしていただいたことで、就学相談や不登校対策における切れ目ない支援の充実の観点からも、大きな前進と捉え、関係部署の皆様にご感謝申し上げます。ただ、今後も相談件数が増加することとも考えられ、さらに臨床心理士の人数やスクールソーシャルワーカーの勤務日数の増加等の必要性が出てくると考えています。

次に、令和6年度の特別支援学級数と障害種別についてですが、市内全小中学校に、72学級の特別支援学級が開設されており、5つの障害種別の特別支援学級があります。具体的には、知的障害が全29学級、小学校18、中学校11、自閉・情緒障害が全32学級、小学校24、中学校8、肢体不自由が全5学級、小学校3、中学校2、病弱・身体虚弱が全5学級、小学校4、中学校1、難聴障害が全1学級、中学校1の5種類となります。

次に、通級指導教室についてですが、通常学級に在籍しながら、苦手な部分を克服するため週に1～2時間程度、個別に特別なカリキュラムを受けることができる教室です。こちらを利用するには坂戸市就学支援委員会の意見が必要となります。市内には2種類の障害種別の教室が開設されており、1つ目は、自閉・情緒で、市内小中学校に5教室が開設されています。2つ目は、難聴・言語で、市内小学校に2教室が開設されており、令和6年度当初ですが、約120人の児童生徒が利用しています。通級指導教室の利用児童生徒数の推移になりますが、ことばの教室を利用する児童数は横ばいですが、自閉・情緒の教室を利用する児童生徒数が増加傾向で、こちらの利用者数も大きく増えていることが分かります。

次に、小中学校における切れ目ない支援についての概要ですが、最初に坂戸市就学支援委員会についてです。まずは、その役割ですが障害を抱える保護者の就学相談では、子供がどこで学ぶことが一番安心なのか悩んで相談に来ます。保護者の了解を得て、希望のあった子供については、就学支援委員会の協議にかけることで、一人一人、よく吟味し、望ましい就学先や支援の方法などについて意見・助言をしていただくこととなります。メンバーは15人で構成され、その他に教育センター臨床心理士や担当指導主事も助言者として出席します。協議の結果報告について、未就学児は保護者へ、在校生は学校を通して保護者へ伝えます。最終的な決定は保護者が判断をします。なお、こ

教育長	こでの課題は、就学支援委員会の意見と保護者の意見との合意形成が図れないことなどが挙げられます。具体的には、「特別支援学校が望ましい」という意見に対して、実際の就学先が特別支援学級となる場合などです。 次に、学校と教育委員会の連携についてですが、切れ目ない支援については、まずは、学校における丁寧な相談から始まり、その後、学校外の教育センターや教育委員会とつながります。その上で、特別支援学校や医療機関、福祉部やこども健康部、健康センターや放課後デイサービスなどにつながります。また、教職員による医療機関の同行受診やケース会議は切れ目ない支援の代表的な方策の1つで、家庭を含めて学校と各機関が情報を共有することで、該当児童生徒に対して、効果的な支援が可能となります。 一方で、ここにおける課題としては、特別支援学級と通常学級における連携不足、小学校と中学校間における連携不足があり、その後、大きな課題に発展するケースが散見されます。また、特別支援教育に関する教員の経験や指導力不足もあります。同様に、特別支援学級等担任や特別支援学級専門の支援員の確保も難しい状況があります。このことから教育委員会としましても、解決のために、学校を訪問し相談に乗ったり、研修会を実施したり、人事交流に努めたりしています。また、学校や教育委員会は児童生徒の放課後や卒業後についても、福祉部やこども健康部など行政ともより一層の情報共有を図り、切れ目のない支援の充実に努めていきたいと思っています。説明は以上となります。 この後は、これまでの説明において、自閉・情緒に相当する、あるいはその疑いのある児童生徒が増えている傾向をについて触れてきましたが、通常学級にも多く在籍するADHDに関する動画について、一緒に視聴していただきます。教育長より説明させていただきます。 これからご覧になっていただく動画ですが、以前、私が小学校の校長だったときに、男子児童の1人が授業中クラスを乱してしまっており、苦情もたくさんありました。その子の保護者と話をしましたが、家では問題がなく、当初うちの子を病気扱いするのかと言っていました。その後、話し合いを続け、病院に一緒に行くことができ、病院の先生とも相談をできました。その際に病院の先生から参考としていただいた動画になります。 その子はADHDと診断を受けて薬を飲むなど治療をして、学校でのトラブルも減って、小学校を卒業し、中学校では部活動も頑張っていました。この動画はその子の学年の保護者会でも見ていただきました。学年全体から同じクラスにしないでくれと話があったためです。
------------	--

事務局	見ていただいたことで保護者の方々からの理解も得られました。その後は新入学の保護者会の際に必ず見ていただくようにして、何か心配なことがあれば相談していただくきっかけ作りになりました。 アニメですのでやわらかい表現になっていますが、実態はもっと厳しいものだったと伺っています。 (動画視聴) 続いて、障害のある児童生徒に対する切れ目のない支援についてのうち、障害福祉による支援の現状について概要説明をさせていただきます。 初めに、子供を対象とする障害福祉サービスの中で、その代表的な2つのサービスを紹介させていただきます。障害福祉サービスにおける子供の支援につきましては、大きく年齢による区分ができます。未就学児については児童発達支援がございます。また、小学生から18歳までを対象とした放課後等デイサービスがあります。 児童発達支援の内容ですが、障害やその可能性のある未就学児が利用できる、日常生活や集団生活に必要なスキル取得に向けたプログラムや、地域や家庭などと連携した事業を行っています。具体的には、着替えや食事、持ち物の管理、片付けができるよう支援することなどの生活面での支援や、絵カードなどの補助ツールも活用しての、対人コミュニケーションや共同的な活動ができるよう、トレーニングをするなどを行っています。 一方の放課後等デイサービスですが、同じく障害やその可能性のある小学生から高校生までが対象で、主に放課後や休日、学校の長期休暇に利用できます。 活動の内容では、生活に必要なスキルを身に付けるため、場面に合った挨拶をする、文字や数字の学習をする、クッキング体験やおやつを洗ったり、床を掃いたりなど家事の仕方を知ること、ほかにも時計やタイマーで時間を確認し、自分で活動を終了し次の活動に移るなどのトレーニングなどが実施されております。 このように年齢で見ると大きく未就学児か就学時年齢に分けることができますが、児童発達支援と放課後等デイサービスの両事業所を併設している事業所も多く、利用されている方が年齢により場所を変えずに未就学児から就学後の一連の支援につながっております。 次に児童発達支援、放課後等デイサービスの利用者などの実績です。それぞれの利用者の延べ人数ですが、児童発達支援は10年前の利用者延べ人数136人に対して昨年は1,209人、放課後等デイサービスにおいては、10年前の256人に対して昨年は10倍を超
-----	---

える2, 780人になっています。

次に障害児支援の関連部門ですが、学校教育課、教育センターをはじめ、本年4月に開所したこども家庭センター、家庭児童相談室、保育園なども含め重層的な支援を行っています。

子どもの発達支援巡回です。この事業は発達障害に関する専門的な知識を有する職員が幼稚園等を巡回し、幼稚園教員等に対して発達が気になる子供の保護者への支援についての助言を行うとともに、必要に応じて当該保護者に直接助言等を行うものです。障害者福祉課では市内幼稚園、子育て支援センターを巡回しており、1つの園につき年間2回の訪問をしています。この事業では、第三者からの客観的なアドバイスをさせていただくことで、幼稚園と保護者の関係性を壊すことがないように配慮しております。保育園関係は保育課が所管となり同様の事業を展開しています。

特別支援学校との連携ですが、特別支援学校においても学区が定められており、坂戸市民の学区の中には毛呂山特別支援学校、日高特別支援学校があります。また、埼玉県には2校しかないろう学園のうち、1校が坂戸にあります。

毛呂山特別支援学校との連携では、従来より移行支援会議と呼ぶ生徒の卒業に向けた関係者による支援会議を行っています。また、令和4年度からは、保護者説明会に参加し、障害福祉サービス利用や障害年金についてなどの説明に出向いております。

保護者説明会の具体的な内容は、障害サービスや障害年金などの説明でございます。なお、卒業に向けた移行支援会議については、必要に応じて坂戸市民の方が通われている学区外の特別支援学校にお邪魔しての支援会議も行っております。

また、坂戸ろう学園との連携では、昨年度から学校運営協議会、学校評価懇話会に委員として参加させていただく機会をいただき、教員のみならず、保護者、民間事業者に加え、生徒も参加した、とても工夫された方法での懇話会に参加しています。

生徒が参加するため、生徒の直接の意見を聞くことができることや、一般社会人と生徒との接点を作れている点が工夫している点でございました。

また、昨年度は懇話会の中で出た意見から、生徒が作った陶芸品の市役所市民ホールでの販売を実践したところです。今年度も3回予定しておりまして、1回目を6月26日水曜日午前11時半から市役所市民ホールで販売いたします。

次に移ります。社会参加でございますが、障害のあるなしに係わらず障害者の社会参加の機会を作るため、気持ち的にも気楽に、楽しく社会参加できる仕組みの工夫をしています。先日程行われましたパラス

	ポーツふれあい交流会では、スポーツ推進課と障害者福祉課が連携し、多くのスポーツ推進員さんの協力のもと障害者の方に楽しみながらスポーツを体験していただくことができました。 また、障害者福祉課で行っている福祉であいの広場では、実行委員会方式をとり、障害者団体の方にも委員として企画段階から参加していただくなどの工夫をしています。 障害者福祉課で所管する事業などをご説明してまいりましたが、現状を見ていく中で、切れ目ない支援の充実に向けて、今後の視点として障害者福祉課が努力していくべき内容をご説明いたします。 1点目は、今まで以上に、学校と福祉関係との接点の充実を図る必要があることを感じました。また、接点の内容で、さらに具体的な場面に絞ってみますと、2点目として、中学校卒業時に各種サービスの説明などの移行支援や、高校入学後の継続的な援助などの充実が必要であることが見えてきたところでございます。 障害者福祉課からの説明は以上でございます。
市長	知的障害、自閉情緒障害について、それぞれどのような障害ですか。また、知的障害の等級はありますか。あるのであれば、その等級は誰が決めるのですか。
事務局	まず知的障害は就学支援委員会で言葉の発達の遅れなどを、医者や大学の先生、特別支援学校の専門の先生や保健師など様々な方から意見をもらいます。等級につきましては、児童相談所で田中ビネーという検査を基に等級が決まりまして、埼玉県においては、最重度マルA、重度A、中度B、軽度Cに区分されています。
市長	市内の小・中学校では知的障害の子供の人数はどのくらいですか。
事務局	知的障害は小学校104人、中学校50人、自閉情緒障害は小学校132人、中学校35人となっています。
小川教育長職務代理者	私の認識では知的障害にはIQがいくつ以下などの基準があったように思いますが、違うのでしょうか。
事務局	先ほどの等級における軽度CでIQ70以下となっております。なお、一般的にはIQ100くらいが平均となっております。
市長	分かりました。療育手帳の判断について、詳しく教えていただけますか。

事務局	療育手帳の場合は、未就学児は児童相談所で田中ビネーという発達検査を受けていただいて、発達検査の基準と医師の診察の両方の判断をもって決定されます。成長発達に伴って3～5年後に再判定が行われます。
市長	精神的な障害とは違いますか。
事務局	違います。障害は3障害ありまして、知的障害の療育手帳と、身体障害の身体障害者手帳と情緒的なADHDとか自閉症の方が対象になる精神障害者保健福祉手帳の3種類になります。
市長	例えば保護者が自分の子供の様子がおかしいと思って医者に行くとありますが、医者は必ず診断をつけますか。
事務局	一般論ですが、必ずつけるとは言えないかと思います。
市長	そうした診断書で手帳を取るとありますが、精神の手帳は2年に1回更新が必要だったかと思いますが、費用はどのくらいですか。
事務局	保険適用外ですので医療機関によって異なりますが、5千円から1万円くらいになっております。
市長	肢体不自由について、1番軽い症状はどのような状態ですか。
事務局	正確性に欠けるかもしれませんが、例えば手足の指を欠くなどの状態が該当するかと思います。
市長	病弱と身体虚弱について、どのような違いがありますか。
事務局	病弱とは病気を原因として弱っている状態で、身体虚弱とは、病気が原因でないですが、不調な状態にあることをいいます。
市長	難聴障害とはどのくらいの状態を言いますか。
事務局	難聴の場合、身体障害者の等級が2級から6級になりますが、聞こえるデシベルで変わります。
市長	特別支援学級と特別支援学校の違いはどのようになっていますか。

	また、どちらに入るかはどのように決めますか。
事務局	どちらに入るかにつきましては、就学支援委員会で意見は出ますが、最終的には保護者が選ぶようになります。特別支援学校と特別支援学級の違いですが、特別支援学校の方は1クラス5名という定員があります。さらに毛呂山の特別支援学校の場合は教員が3名つきます。しかし、小中学校は定員が8名で、それを1人の教員が見ることになります。そこで例えば本市の学級に、特別支援学校の判定を受けた子が入ってくる場合もありますが、それだけ人手が必要な状況になります。しかし、現状は1人の教員が見ている現状がございます。
市長	毛呂山や日高の特別支援学校はあるが、普通の学校に行かせたいという保護者もいると思います。
教育長	確認ですが、特別支援学校に入りたくても就学支援委員会で判定が出ないと入れないということですか。
事務局	そのとおりです。特別支援学校を希望する子も就学支援委員会での判定が出ない限り、県の就学支援委員会にはかけられません。
教育長	市長の言うように、特別支援学校が適している子でも、通常学級がいいという保護者の気持ちは分かりますが、学校体制の整備などが課題ということですね。
市長	埼玉県 of 精神障害の方ですが、以前は10人に1人くらいだったと思いますが、現状は増えているのですか。
事務局	毎年埼玉県が3月31日現在の人数を公表するのですが、坂戸は障害者手帳を交付されているのが約4,500人で、そのうち精神障害の方は約1,000人となっています。
松井委員	4,500人というのは市全体の人数ですか。
事務局	子供から大人まで含めた人数です。
市長	放課後デイサービスはいくらかかるのですか。また、利用者の事故などがありますか。
事務局	所得による料金の上限設定があり、生活保護世帯などは0円、住民

	税の所得割が２８万未満の方は月当たりの上限は４，６００円、それ以外の方は３７，２００円となっています。事故については、日常の小さな擦り傷などがありますが、大きな事故は発生していません。
松井委員	児童の発達支援、放課後デイサービスの利用者数ですが平成２５年度から令和５年度の利用者数が非常に増えていますが、何か理由はあるのでしょうか。
事務局	平成２４年度に児童福祉法の改正があり、障害児支援の強化が入りました。また、同時期に児童発達に関する診断の基準が見直しされました。さらに、判断の年齢の幅が見直しされたことなども要因として考えられます。
市長	確かにとても増えていますが、食べ物や環境ホルモンによる要因、日本と海外の違いなどはあるのでしょうか。
事務局	日本と海外の違いについては明確な資料がなく、ここではお答えできません。要因につきましては正確なことは言えませんが、社会変化なども含めて、様々な要因が影響しているのではないかとされています。
教育長	学校と福祉関係との接点の充実について、障害者福祉課では何か案はありますか。
事務局	学校の先生方は大変忙しいと認識しています。その中で、何か変化のある児童生徒を見つけたら、福祉部門のケースワーカーに連絡するなどお互いに相談できればよいのですが、福祉部門が学校現場に入り込めていないことを感じています。これから何か良い接点が見出せればと考えて記載しました。
毛利委員	坂小まつりに坂戸ろう学園が参加したのを見たのですが、これはその取り組みの一つですか。
事務局	坂戸小学校は以前から、坂戸ろう学園と交流していただいています。また、教育委員会にも協力をいただき、今年度は校長会に参加しまして、合理的配慮など障害者の方に関するパンフレットの配布などの協力をしていただいています。
市長	男性の中には、先ほどの動画のように障害のある子供が生まれると

	自分に関係ないとなってしまう人もいます。以前、障害児についてとても悩んでいるお母さんがいました。障害のある子の家庭は本当に大変です。市長になってからより一層障害者の支援に力を入れたいと思っています。診断を受けるのも、手帳の更新にも費用がかかるので、そこに何か支援できないか考えています。 一番は周りの子たちが障害者の子を助けてあげてほしい。そういう優しい子に坂戸の子は育ってほしい。坂戸市をもっと優しいまちにしていきたいと思います。
毛利委員	動画は分かりやすかったので、多くの人に見てもらいたいです。
教育長	新入学児保護者説明会で見てもらったことがあります。私の経験ですが、障害児の保護者で離婚すると言っていた人がいた。そこで病院の先生も一緒に説得することで、お父さんの考えが変わって、良い方向に進んだ。スクールソーシャルワーカーや学校の先生だけでなく、色々な方の協力が必要です。またどんなことができるか相談していきたいと思います。
蓼沼委員	動画にもありましたが、遊び道具を取られるとほかの子供が離れてしまうこともあると思います。子供たちにも理解してもらう必要があると思います。
市長	私が子供のときには障害のある子は周りにはいなかったように思います。いつ頃から増えてきたのでしょうか。
事務局	いつ頃というのは正確なことは言えませんが、一例として柳家花緑さんという唸家さんがいまして、お話を聞く機会があったのですが、その方は40歳で発達障害と診断を受けました。子供のときは識字障害ということで大変苦勞していましたが、それが発達障害と診断を受けてすごく気が楽になったと話していました。子供の頃は診断がなかった方も大人になってから発達障害と診断されるケースがあります。
小川教育長職務代理者	日本の発達に関する研究が海外に比べて遅れていると聞いたことがあります。昔は変わった子と言われていた子が、実際には発達障害だったということがあると思います。
教育長	25年くらい前に市内の小学校で授業をすぐ飛び出したりする子が複数出てきました。そこで県の保健所の方に来てもらって相談したことがありました。

市長	市長の責任として、中学校までは普通の子と同じように卒業させてあげたいと思っています。
松井委員	以前は、特別支援学級の方が適している子がいたとき保護者に理解してもらえず普通学級で生活していたことがありました。現在でもそういうことはありますか。
事務局	保護者と一緒に学校の見学に行くと、今は普通教室との交流の機会も増えており、その様子を見ると保護者の考えが変わることもあり、理解を得やすくなっているように感じます。
市長	特別支援学級というのはいつから始まったのですか。
事務局	明治23年、1890年に長野県の松本尋常小学校に学業不振児のための特別な学級を設置したものが、知的障害児のための特殊学級の始まりとされています。
市長	障害児には色々な能力を持っている子がいると思っています。
教育長	実際に特別支援学級の子でも音楽にすごく長けており、曲を作ったりする子がいました。その子は学校のホームページで流れる音楽を作ってくれました。
市長	ほかに何かご意見等がありますか。
松井委員	今日の総合教育会議では、私も長く学校現場にいましたが、市の取組や障害などに関して初めて認識した部分も多くありました。市全体として教育行政と福祉部門が協力していけば、保護者も安心して暮らせるまちに近づくのではないかと思います。 校長時代に中学2年生で手を焼いた子がいました。その子について、当時の教育センターに相談し、半年間面倒を見ていただき、協力してもらうことで中学最後の1年は普通教室で問題なく生活することができました。高校に進学後は優等生だと高校の先生が報告に来てくれました。 学校には色々な子がいますが、そういう子も含めて学校運営をしなければならないと、その子を通して再度学ぶことができました。 市長が優しい子を育てたいと言っていました、本当にそれが大事だと思います。市長はそのための支援は惜しまないと言ってくださった

	ので、また協力して取り組んでいきたいと思いました。
教育長	参考までに光の家の鈴木ドクターが８月１９日に市内の職員を対象に講演をしてもらうので、最終的には優しい子にしたいというところに話を持っていければと思います。
市長	障害者団体や障害者同士の人間関係など課題はありまして、その辺りもどうにかしていきたい。みなさんと協力しながら障害者に優しいまちを作っていきたいので今後も協力をお願いします。 ほかにないようでしたら、以上で終了したいと思いますが、いかがでしょうか。 (なし)
市長	御協議いただきましてありがとうございました。 今後も本日の協議内容を踏まえ、教育施策を進めていただきますようよろしくお願いします。
事務局	続きまして、次第４、その他についてですが、協議事項以外で御意見等を含め何かございましたら、お願いいたします。 (なし)
事務局	ないようでしたら、以上をもちまして、令和６年度第１回坂戸市総合教育会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。